

建設労働者確保育成助成金

中小建設事業者のみなさんへ

建設労働者確保育成助成金(厚生労働省 岩手労働局)支給申請のお手伝いをいたします。
建設労働者確保育成助成金を利用すると消費税を除いた受講料及び受講期間中の賃金が返ってきます。(年間限度額あり)

コース		概要	支給額
技能実習	経費助成	中小建設事業主等が雇用する建設労働者に技能実習を行う場合登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合経費の一部を助成	技能実習の実施に要した実費相当額の9割(委託費は8割)ただし1つの技能実習について1人当たり10万円を上限
	賃金助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合賃金の一部を助成	1つの技能実習について1人1日当たり8,000円かつ20日分を上限

◎受講1ヶ月前までに計画届の提出が必要です。

助成金の支給要件

- 中小企業であること
- 受講者が被保険者であること
- 現在雇用保険に加入していること
- 保険料率が1,000分の16.5であること(保険料率は変動します)
- 通年雇用保険安定奨励を受給していないこと
- 保険料を過去2年を超えて滞納していないこと
- 過去3年間に不正受給がないこと

適用される講習科目

- 車両系建設機械(整地等)運転技能講習
- 小型移動式クレーン運転技能講習
- 玉掛け技能講習
- 高所作業車運転技能講習
- 小型車両系建設機械(整地等)運転特別教育
- 締固め用機械(ローラー)運転特別教育

支給申請に必要な書類(様式用の紙、時間割は当センターの記入部分を記入のうえ受講後にお渡しいたします)

※修正不可、訂正ある場合は訂正印で行うこと

受講後の支給申請に必要な書類	備考
建設労働者確保育成助成金(経費助成・賃金助成)支給申請書	建助様式第17号
受講者名簿及び建設労働者確保育成助成金(賃金助成)支給申請内訳書	建助様式第17号別紙1
支給要件確認申立書	様式第1号
技能実習委託契約書(写し)又は受講案内	別様式第3号(受講前に締結)
講習料金の領収書(写し)	消費税が記載されているもの
技能講習実施時間割表	
技能講習修了証(写し)	助成金にて受講した科目の修了証
受講者の出勤簿(写し)又はタイムカード	受講日を含む1か月分
受講者の賃金台帳(写し)又は給与明細	受講日を含む2か月分
休日勤務等証明書	法定の休日等に講習を受けた場合
労働保険概算・確定保険料申告書(写し)又は 事務組合委託の場合→労働保険料等納入通知書(写し)	雇用保険率1,000分の16.5を証明するもの (雇用保険料率は変動します)
年間労働日カレンダー	受講日を含む年度1年分
雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写し) (資格喪失部分も含む)	様式第4号及び事業主通知用 (020と記載されているもの)
就業規則	
支払方法受取人住所届	

注意事項 支給申請書には必ず郵便番号、電話番号を記入すること
賃金助成の申請に当たっては氏名、受講期間中に支払った賃金・日数及び雇用保険被保険者の有無を明確にすること
受講者本人の雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届(様式4号)写し及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写しを添付すること
※通知書が未着の時は雇用通知書もしくは雇用契約の何らかの写しを添付すること
法定の休日(日曜・祝祭日)及び事業所の休日(土曜等)に講習を受けた場合は受講者の振替え休日または賃金支払いの証明が確認できるものを添付すること

- ◎ 上記助成金を希望する場合は予約時に利用する旨を岩手教習センターまでご連絡ください(0198-46-9011)
技能実習委託契約書(別様式第3号)を交わします
会社名、電話番号、FAX番号、担当者のお名前を記載した用紙をFAXしてください
賃金助成金のみを利用する場合も早めにご連絡ください。手続きは受講日翌日から2か月以内です

詳しいことをお知りになりたい場合は

◎厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kensetsu-kaizen.html>

◎岩手労働局職業対策課分室 助成金コーナー
020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2丁目9-1
マリオス6階
TEL 019-606-3285、3286
FAX 019-625-0515
支給申請書提出先も上記です(岩手県)